

# 社会福祉法人 大野市社会福祉協議会定款

## 第1章 総則

### (目的)

**第1条** この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、大野市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

### (事業)

**第2条** この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (6) 共同募金事業への協力
- (7) ボランティア活動の振興
- (8) 老人訪問介護事業の経営
- (9) 老人通所介護事業の経営
- (10) 居宅介護支援事業の経営
- (11) 障害福祉サービス事業の経営
- (12) 相談支援事業の経営
- (13) 放課後等デイサービス事業の経営
- (14) 在宅介護支援センターの経営
- (15) 福祉サービス利用援助事業
- (16) 総合福祉センター等の経営
- (17) 福祉相談事業
- (18) 生活支援体制整備事業
- (19) 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的達成のため必要な事業

### (名称)

**第3条** この法人は、社会福祉法人大野市社会福祉協議会という。

### (経営の原則)

**第4条** この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的に経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図るものとする。

2 この法人は、住民、福祉関係者等とともに地域の福祉課題及び生活課題の解決に取り組み、支援を必要とする者に無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第5条 この法人の事務所を、福井県大野市天神町1番19号に置く。

## 第2章 評議員

(評議員の定数)

第6条 この法人に評議員30人以上34人以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第7条 この法人に評議員選任委員会(以下この条において「選任委員会」という。)を置き、評議員の選任又は解任は、選任委員会において行う。

2 選任委員会は、監事1人、社会福祉に関し識見を有する者1人及び外部委員3人の委員をもって構成する。

3 選任委員会の委員の選任又は解任は、理事会(第14条に規定する理事会をいう。以下同じ。)において行う。

4 評議員選任候補者の推薦又は評議員の解任の提案は、理事会が行う。

5 評議員選任候補者の推薦又は評議員の解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任又は不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

6 選任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数をもって行う。この場合において、外部委員の1人以上が出席し、かつ、外部委員の1人以上が賛成することを要する。

7 選任委員会の運営に関する規程は、理事会において別に定める。

(評議員の資格)

第8条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者(租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。)の合計数が、評議員総数(現在数をいう。)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第9条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会(第12条の2第1項に規定する定時評議員会をいう。)の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第6条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任

した後も、新たに選任された評議員が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

**(評議員の報酬等及び費用弁償)**

**第10条** 評議員の報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。以下同じ。）は、これを支給しない。ただし、評議員会において別に定める規程により、費用弁償を支給することができる。

## **第2章の2 評議員会**

**(構成)**

**第11条** 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

**(権限)**

**第12条** 評議員会は、次に掲げる事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事に対する報酬等の支給の基準
- (4) 事業計画及び収支予算の承認
- (5) 事業報告並びに計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。）及び財産目録の承認
- (6) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (7) 定款の変更
- (8) 残余財産の処分
- (9) 基本財産の処分
- (10) 社会福祉充実計画の承認
- (11) 解散
- (12) 前各号に掲げるもののほか、評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

**(開催)**

**第12条の2** 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3月以内に開催する。

2 評議員会は、必要がある場合には、随時開催することができる。

**(招集)**

**第12条の3** 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長（第12条の7第2項に規定する会長をいう。以下同じ。）が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 評議員会を招集するには、評議員会の日時及び場所並びに議題又は議案を示して、当該評議員会の日日の5日前までに書面でその通知を発しなければならない。

**(議長)**

**第12条の4** 評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。

(決議)

**第12条の5** 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 前2号に掲げるもののほか、法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。この場合において、理事又は監事の候補者の合計数が第12条の7第1項に定める定数を上回るときには、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

**第12条の6** 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員の中から選出された議事録署名人2人は、前項の議事録に署名し、又は記名押印しなければならない。

## 第2章の3 役員

(役員の数)

**第12条の7** この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 12人以上14人以内

(2) 監事 2人

2 理事のうち1人を会長、2人を副会長とする。

3 前項の会長をもって社会福祉法第45条の16第2項第1号に規定する理事長とする。

(役員を選任)

**第12条の8** 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員資格)

**第12条の9** 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数をいう。第22条、第25条、第29条及び第29条の2において同じ。）の3分の1を

超えて含まれることになってはならない。

- 2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の職員が含まれてはならない。
- 3 各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

#### （理事の職務及び権限）

**第12条の10** 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 会長は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### （監事の職務及び権限）

**第12条の11** 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

#### （役員任期）

**第12条の12** 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第12条の7第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### （役員解任）

**第12条の13** 理事又は監事が、次に掲げるいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

#### （役員報酬等及び費用弁償）

**第12条の14** 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める規程により報酬等及び費用弁償を支給することができる。

### 第3章 顧問

(顧問)

第13条 この法人に顧問若干人を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の決議を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の業務について会長の諮問に答え又は意見を具申する。
- 4 任期については、役員任期に準ずる。

## 第4章 理事会

(構成)

第14条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第15条 理事会は、次に掲げる職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては、会長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第16条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長に事故あるとき、又は欠けたときは、副会長が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するには、理事会の日時及び場所並びに議題を示して、当該理事会の日の5日前までに書面でその通知を発しなければならない。

(議長)

第17条 理事会の議長は、その都度理事の互選とする。

(決議)

第17条の2 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第17条の3 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印しなければならない。

## 第5章 会員

(会員)

**第18条** この法人に会員を置く。

- 2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。
- 3 会員に関する規程は、評議員会において別に定める。

## **第6章 部会及び委員会**

### **(部会及び委員会)**

**第19条** この法人に部会又は委員会を置く。

- 2 部会又は委員会は、専門的事項について、この法人の運営に参画し、若しくは会長の諮問に答え、又は意見を具申する。
- 3 部会及び委員会に関する規程は、理事会において別に定める。

## **第7章 事務局及び職員**

### **(事務局及び職員)**

**第20条** この法人の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 この法人に、事務局長を1人置くほか、必要な職員を置き、会長が任免する。
- 3 事務局及び職員に関する規程は、別に定める。

## **第8章 資産及び会計**

### **(資産の区分)**

**第21条** この法人の資産は、これを分けて基本財産及びその他財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
  - (1) 定期預金 2,000,000円
  - (2) 福井県大野市111字南中野町二6番地1、7番地所在の鉄骨造平家建 天神デイサービスセンター1棟(517.32平方メートル)
- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

### **(基本財産の処分)**

**第22条** 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、大野市長の承認を得なければならない。ただし、独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合には、大野市長の承認は必要としない。

### **(資産の管理)**

**第23条** この法人の資産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な

有価証券に換えて、保管するものとする。

## 第24条 削除

### (事業計画及び収支予算)

第25条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合についても、同様とする。

2 前項の書類については、事務所に当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

### (事業報告及び決算)

第26条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、会長が次に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書をいう。以下同じ。）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、同項第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、承認を受けなければならない。

3 第1項各号に定める書類のほか、次に掲げる書類を事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

### (会計年度)

第27条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

### (会計処理の基準)

第28条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において別に定める経理規程により処理する。

### (臨機の措置)

第29条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

### (保有する株式に係る議決権の行使)

第29条の2 この法人が保有する株式又は出資について、その株式又は出資に係る議決権



を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数の3分の2以上の承認を要する。

## 第9章 解散

### (解散)

第30条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

### (残余財産の帰属)

第31条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第32条 削除

## 第10章 定款の変更

### (定款の変更)

第33条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、大野市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を大野市長に届け出なければならない。

## 第11章 公告の方法その他

### (公告の方法)

第34条 この法人の公告は、社会福祉法人大野市社会福祉協議会の掲示場に掲示するとともに、官報、大野市広報紙及びこの法人の機関紙に掲載して行う。

### (施行細則)

第35条 この定款の施行についての細則は、理事会において別に定める。

### 附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき役員の選任を行うものとする。

この定款は昭和46年9月1日から施行し、昭和46年12月22日から適用する。（法人認可の日）

### 附 則

一部変更 昭和59年4月1日（理事定数）

### 附 則

一部変更 昭和61年4月1日（大野市老人福祉センター運営委員会設置）

附 則

この定款を変更する定款は、平成元年5月12日から施行し、平成元年4月1日から適用する。但し、定款第2条役員については、平成2年4月1日から適用する。

附 則

定款は、平成7年4月28日から施行する。

附 則

一部変更する定款は、平成10年9月22日から施行する。

附 則

一部変更する定款は、平成11年7月28日から施行する。

附 則

一部変更する定款は、平成12年1月19日から施行する。

附 則

一部変更する定款は、平成12年3月23日から施行する。

附 則

一部変更する定款は、平成13年6月11日から施行する。

附 則

一部変更する定款は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

一部変更する定款は、平成17年11月7日から施行する。

附 則

一部変更する定款は、平成18年9月29日から施行する。

附 則

一部変更する定款は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

一部変更する定款は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

一部変更する定款は、平成24年6月26日から施行する。

附 則

一部変更する定款は、平成24年10月30日から施行する。

附 則

一部変更する定款は、平成25年6月17日から施行する。

附 則

一部変更する定款は、平成29年4月1日から施行する。